

## 厚生労働大臣の定める掲示事項（施設基準）

### 【基本診療料の施設基準等に係る届出】

◇ 一般病棟入院基本料（地域一般入院料 1）	算定開始年月日： 令和3年10月1日
◇ 回復期リハビリテーション病棟入院料 5	算定開始年月日： 令和8年3月1日
◇ 救急医療管理加算	算定開始年月日： 令和2年4月1日
◇ 診療録管理体制加算 2	算定開始年月日： 平成29年1月1日
◇ 看護補助加算（看護補助加算 1）	算定開始年月日： 令和6年6月1日
◇ 重症者等療養環境特別加算	算定開始年月日： 平成28年11月1日
◇ 医療安全対策加算 2（医療安全対策地域連携加算 2）	算定開始年月日： 平成30年4月1日
◇ 感染対策向上加算 3（連携強化加算・サーベイランス強化加算）	算定開始年月日： 令和6年6月1日
◇ 後発医薬品使用体制加算 2	算定開始年月日： 令和5年4月1日
◇ データ提出加算（データ提出加算 4）	算定開始年月日： 平成30年4月1日
◇ 入退院支援加算（入退院支援加算 1・入院時支援加算あり）	算定開始年月日： 令和7年11月1日
◇ 認知症ケア加算（加算 3）	算定開始年月日： 令和2年4月1日
◇ 地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1 （地域包括ケア医療管理料 1・看護職員配置加算）	算定開始年月日： 令和6年6月1日
◇ 看護職員処遇改善評価料 2 2	算定開始年月日： 令和7年10月1日
◇ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）（入院ベースアップ評価料 2 7）	算定開始年月日： 令和7年4月1日

### 【入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準】

入院時食事療養（I）及び入院時生活療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理下に適時適温で提供しております。

**（朝食 8：00・昼食 12：00・夕食 18：00以降）**

3階病棟（地域一般入院料と地域包括ケア入院医療管理料）は日勤と夜勤あわせて入院患者 13人に対して、1人以上の看護職員を配置しております。

2階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料）は日勤と夜勤あわせて入院患者 15人に対して、1人以上の看護職員を配置しております。